

奈良市監査委員告示第 14 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 242 条第 1 項の規定に基づく住民監査請求に係る監査結果を、同条第 5 項の規定により通知したので、次のとおり公表します。

令和 5 年 9 月 1 日

奈良市監査委員	東	口	喜代一
同	中	本	勝
同	宮	池	明
同	内	藤	智 司

奈 監 第 58 号
令和 5 年 9 月 1 日

請求人

奈良市監査委員	東	口	喜代一
同	中	本	勝
同	宮	池	明
同	内	藤	智 司

奈良市職員措置請求の監査結果について（通知）

令和 5 年 6 月 28 日付けで提出のあった奈良市職員措置請求（以下「本件住民監査請求」という。）に係る監査の結果について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 242 条第 5 項の規定により次のとおり通知します。

第 1 請求の受付

1 請求の要旨

請求人が請求している要旨は、次のとおりである。

なお、内容については、原則として提出書面を原文のまま記載しているが、公園の固有名称について「a 公園」等一部省略して表記している。

奈良市職員措置請求書

ガードレールを撤去された水路（奈良市管理）の奈良市（土木管理課）の杜撰な対応に関する住民監査請求

1 請求の要旨

令和 5 年 5 月 9 日に奈良市役所総務課にて土木管理課長他との面談で a 公園に隣接する水路と道路の接する箇所ガードレールが無いことを確認した。以前はガードレールがあったが、今は令和 4 年 9 月 30 日以降に設置された A 型バリカー 4 基を単に置いてい

るだけにすぎず、児童等が水路に落ちないか危険な状況であることが判明した。

当該ガードレールを撤去した者が奈良市土木管理課は分かっているながらガードレールを設置するよう、或いは奈良市でガードレール設置工事をして代金を撤去した者へ請求するなどの安全対策措置をせず、安直にA型バリカーを設置しているだけである。

先日の台風2号による大雨の時(6月2日夜)の現場の写真を添付しているが、人が通りやすいようになっておりガードレールが無い対応としては、児童等が水路先に行くことを防衛しているとは到底見えない。

当該A型バリカー代金はガードレール撤去者に請求しているのか、5月9日の土木管理課長の話しぶりでは甘い判断で請求しているとは思えない。

違法あるいは不当な公金支出が生じている。

その結果、奈良市土木管理課は他の危険箇所にもA型バリカーを置けず、また水路への転落危険性を奈良市民とりわけ児童に強いている。

ガードレール撤去者を分かりながら撤去者に請求等(原因者負担)せず単にA型バリカーを設置した奈良市土木管理課長始め職員に、A型バリカー設置に要した費用は公金の不当な支出であるので当該費用を支払わせることを請求する。ガードレールの袖ビームが無いので撤去されたことは容易に分かるはずなのにA型バリカー設置で良いと判断されたことは到底理解しがたい。

2 監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることを求める理由

杜撰な土木管理課長の判断について法的、工事面、経済的な専門的知識を有する者の的確な合法的判断を求めたいこと及び昭和50年代にガードレールの無い水路に児童が転落した事件があったが奈良市土木管理課長始め当該課職員は5月9日の面談ではその教訓を活かした対応をしているとは思えず、外部の方に検証していただきたいから個別外部監査を望む。

2 事実証明書

- (1) 令和5年5月9日の土木管理課職員との面談記録及びその後の近隣の方との意見聴取メモ
- (2) 現場の位置図及び写真
- (3) 奈良市長への質問書(奈良市土木管理課職員に手渡し)
- (4) 上記質問への奈良市土木管理課長回答
- (5) 現場の写真(数年前と令和5年6月頃)と令和5年7月7日付け行政文書部分開示決定通知書3件

3 請求の受理

本件住民監査請求は、令和5年7月5日及び同月13日に要件審査を行ったが、いずれも地方自治法第242条第1項の規定による要件を満たしていなかったため、請求人に補正を依頼した。請求人からの補正書の提出を受け、同月21日に要件審査を行った結果、要件を満たしているものと認め、これを受理した。

なお、補正に要した期間は、地方自治法第 242 条第 6 項に定める 60 日の期間から除外している。

第2 監査の実施

1 監査対象事項

a 公園に隣接する水路（以下「本件水路」という。）の管理に関して、A型バリカーを設置するために市が要した費用が違法又は不当な公金の支出に当たるかどうかを監査対象事項とした。

2 監査対象部局

建設部土木管理課

3 請求人による証拠の提出及び陳述

地方自治法第 242 条第 7 項の規定により請求人に証拠の提出及び陳述の機会を設け、令和 5 年 8 月 3 日に新たな証拠の提出を受け、陳述の聴取を行った。

4 関係職員の陳述

令和 5 年 8 月 3 日に建設部長、土木管理課長及び同課長補佐に対し、陳述の聴取を行った。

第3 監査の結果

1 主文

本件住民監査請求を棄却する。

2 認定事実

(1) 本市が管理する法定外公共物である水路の管理について

法定外公共物である水路については、地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（平成 11 年法律第 87 号）が施行され、国有財産特別措置法（昭和 27 年法律第 219 号）の一部改正に伴い、平成 16 年に所有権が国から本市に譲与され、以降本市が管理している。

(2) 本件水路と道路の接する箇所（以下「当該箇所」という。）へのA型バリカー設置の主な経過

日付	事項
①平成 31 年 3 月 4 日	本件水路上に鉄板を敷き自動車等により不法占用している者（以下「占用者」という。）があるとの通報が土木管理課にあった。
②平成 31 年 3 月 15 日	不法占用等違反行為指示票を占用者に交付した。
③平成 31 年 4 月 1 日	口頭により占用者に対し占用物撤去を指導した。
④令和元年 5 月 9 日	文書により占用物撤去を指導した。
⑤令和元年 6 月 10 日	占用物の一部が撤去されたことを確認した。
⑥令和元年 7 月 4 日	口頭により占用物撤去を指導した。
⑦令和元年 7 月 18 日	文書により占用物撤去を指導するとともに、当該箇所をトラロー

	プで囲った。以降も現場確認を行っていた。
⑧令和2年1月15日	当該箇所をガードレールとチェーンで封鎖した。
⑨令和3年1月～8月頃	占有者が公道へ出るため通行していた隣接者の私道がフェンスで囲まれ、通行できない状態となった。
⑩令和4年10月頃	本件水路上を人が通行しているとの通報が土木管理課にあり、市土木管理センターが保有しているA型バリカーを土木管理課職員が2基設置した。
⑪令和5年1月20日	本件水路上の占有物を占有者が撤去するとの連絡を土木管理課職員が受け、搬出口を確保するため市土木管理センター職員がガードレールの一部撤去を行った。
⑫令和5年1月23日	ガードレールを撤去した箇所に、市土木管理センターが保有しているA型バリカーを土木管理課職員が2基追加設置した。

3 監査委員の判断

請求人は、当該箇所のガードレールを撤去しA型バリカーの設置に要した費用が違法又は不当な公金の支出に当たると主張しているため、このことについて判断する。

土木管理課の陳述によると、ガードレールを再度設置せず、A型バリカーを設置した状態としているのは、以下の理由によるものである。

占有者に対しては本件水路上の鉄板の撤去を求めているが、占有者の土地は袋地であるところ、認定事実(2)⑨のとおり、公道に出るため利用していた民地通路が通行できなくなったため本件水路を通行するしか公道に出られない状態となった。今後、本来の民地通路の通行ができるようになれば本件水路上の鉄板の撤去を求め、ガードレールを再設置する予定であるが、それまでの間はA型バリカーで対応せざるを得ない状況であるとのことであった。

また、A型バリカーについては、認定事実(2)⑩⑫のとおり新たに購入したものではなく、市が保有しているものを再利用し、土木管理課職員が設置したものであった。なお、A型バリカーの在庫は令和5年7月24日現在で市土木管理センター内に34基あり、当該箇所に使用したために他の必要とする箇所において支障が出ていることはないとのことであった。

これらのことから、当該箇所においてガードレールを一旦撤去しA型バリカーを設置したことは、現状に鑑みると人道上の観点からやむを得ない対応であり、その設置に要した費用の支出はないため、市に損害を与えているとは言えない。

よって、本件住民監査請求の請求人の主張には理由がないと判断し、主文のとおり決定する。

なお、本件住民監査請求については、棄却と判断したが、本件水路を正式な手続もなく通行がなされている現在の状況が望ましいことではないことは言うまでもないところである。

今回の監査の過程で判明した私道の通行権については私人間の問題であることから市として直接関わる場所ではないが、引き続き占有者との折衝を行うことにより、適正な水路の管理ができるよう努められたい。

第4 個別外部監査契約に基づく監査の請求について

請求人は、土木管理課長の判断について法的、工事面、経済的な専門的知識を有する者の的確な合法的判断を求めたいこと、過去にガードレールのない水路に児童が転落した事件があったことを教訓とした対応を担当課ができていないと主張して、本件住民監査請求について外部の方の検証を求めたいとし、個別外部監査契約に基づく監査を求めている。

この請求については、特に外部監査人による専門的な知識や判断等を必要とする事案ではないと考えるため、個別外部監査契約に基づく監査は行わないものと決定した。